

議提議案第 1 号

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

提出者 相模原市議会議員 大 槻 和 弘
提出者 相模原市議会議員 須 田 毅
提出者 相模原市議会議員 加 藤 明 徳
提出者 相模原市議会議員 臼 井 貴 彦

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表議長の項中「7 7 9, 0 0 0 円」を「8 3 0, 0 0 0 円」に改め、同表副議長の項中「7 1 3, 0 0 0 円」を「7 4 6, 0 0 0 円」に改め、同表議員の項中「6 7 0, 0 0 0 円」を「6 8 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

他の地方公共団体の議員報酬等を勘案し、市議会議員の議員報酬に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議提議案第 1 号関係資料

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

議員報酬に係る規定の改正(第 1 条関係)

職名	報酬月額		増加額
	現行	改定後	
議長	779,000円	830,000円	51,000円
副議長	713,000円	746,000円	33,000円
議員	670,000円	682,000円	12,000円

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について
相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

提出者	相模原市議会議員	大 槻 和 弘
提出者	相模原市議会議員	森 繁 之
提出者	相模原市議会議員	南 波 秀 樹
提出者	相模原市議会議員	臼 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	こさわ 隆 宏
提出者	相模原市議会議員	野 元 好 美

相模原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
相模原市議会個人情報保護条例(令和 4 年相模原市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表第 3 9 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 2 条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 9 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 4 0 条第 3 項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴う同法の条項を引用する規定の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

提出者	相模原市議会議員	関 根	雅吾郎
提出者	相模原市議会議員	森	繁 之
提出者	相模原市議会議員	こさわ	隆 宏
提出者	相模原市議会議員	今 宮	ゆうき
提出者	相模原市議会議員	三 須	城太郎
提出者	相模原市議会議員	山 口	恒

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成 2 2 年相模原市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「4 6 人」を「4 3 人」に改める。

第 2 条の表中「1 1 人」を「1 0 人」に、「1 7 人」を「1 6 人」に、「1 8 人」を「1 7 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案の理由

相模原市行財政構造改革プランの実施により市民負担が高まるにつれて、議員定数の削減を求める市民の声も大きくなっている。

議員1人当たりの人口が20指定都市中16番目であり、人口100万人以下の指定都市中の議員1人当たりの人口も平均を下回っている。市議会として市民の意向に応え、効率的な議会運営を推進するため、相模原市議会議員定数及び各選挙区において選挙すべき議員数を改正いたしたく提案するものである。

多様な大都市制度の早期実現を求める意見書

指定都市は、基礎自治体としての「現場力」と、大都市としての「総合力」を併せ持っているが、その特性は都市により様々であり、現行の指定都市制度のままでは、果たすべき役割を十分に発揮することが困難になりつつあるとの危機感のもと、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指して、模索が続けられている。

中でも特別市制度は、自立した大都市経営を実現するものであり、市域における事務を一元的に担うことで、道府県との二重行政を解消し、市民サービスの向上が図られるだけでなく、東京一極集中の是正や国際競争力の強化にも繋がり、日本の成長のエンジン役となることが期待されるものである。

特別市制度の創設については、これまでも、指定都市市長会や全国市議会議長会指定都市協議会等による機運醸成の取組や要望活動が行われてきたほか、近年では、本市を含む神奈川県内の三つの指定都市が、法制化に向けての連携した取組を進めてきたところである。

一方、国においては、議論や検討が十分とは言い難い状況が続いていた中で、令和 6 年 1 2 月からは、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理や対応の方策について幅広く議論を行うこととしており、国はこの動きを着実に進め、真の分権型社会の到来に繋げていく必要がある。

よって、本市議会は、地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、国において議論を加速させ、特別市の法制化によって多様な大都市制度の早期実現を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

令和7年3月11日提出

提出者	相模原市議会議員	大八木	聡
提出者	相模原市議会議員	桜井	はるな
提出者	相模原市議会議員	今宮	ゆうき
提出者	相模原市議会議員	谷川	ヒロシ
提出者	相模原市議会議員	小林	たかみち
提出者	相模原市議会議員	三須	城太郎
提出者	相模原市議会議員	加藤	明徳
提出者	相模原市議会議員	須田	毅